

財団法人四日市市まちづくり振興事業団 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人四日市市まちづくり振興事業団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を四日市市本町9番8号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、人と文化と自然を育む活気あふれる港まち四日市の実現に向けて、市民の文化・芸術及び国際交流の振興並びにスポーツ・レクリエーションの増進を図るとともに、都市施設の管理、都市環境の維持保全、地域社会の創造支援等を行うことにより、まちづくりを推進し、もって地域社会の発展及び市民生活の向上を図るとともに快適な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化・芸術の振興に関する事業
- (2) 国際交流・多文化共生の推進に関する事業
- (3) スポーツ及びレクリエーションの増進に関する事業
- (4) 都市施設の管理及び都市環境の維持保全に関する事業
- (5) 四日市市及び市民等と連携・協働したまちづくりに関する事業
- (6) 四日市競輪に関する受託事業
- (7) まちづくりの推進のために必要な人材の派遣事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産等の処分の制限)

第7条 基本財産は、これらを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、主務官庁の認可を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(財産の管理)

第8条 財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、地方債の証書貸付の方法により地方公共団体に貸し付け、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に代えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び収支計算書等として作成し、監事の監査

を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後90日以内に主務官庁に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ主務官庁の承認を得なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類、定数及び選任)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上15人以内
 - (2) 監事2人
- 2 役員は、評議員会において選任する。
 - 3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
 - 4 理事長、副理事長及び常務理事を置く。
 - 5 常務理事は、理事会の同意を得て理事長が選任する。
 - 6 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
 - 7 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
 - 8 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
 - 9 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。
 - 10 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、この法人の日常の業務を処理し、理事長及び副理事長の職務の執行を補佐し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務の執

行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第22条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、速やかに、臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。
 - 3 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全理事の賛否を求め、理事現在数の過半数をもって理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 評議員会

(設置)

第29条 この法人に評議員会を置く。

(構成及び選任)

第30条 評議員会は、評議員10人以上15人以内をもって構成する。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

(任期及び解任)

第31条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 評議員には、第17条第2項及び第3項並びに第18条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(審議事項)

第32条 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、事業の運営に関する事項を審議する。

(招集)

第33条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(会議の運営)

第34条 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

2 評議員会には、第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」とあるのは、「評議員会」と、「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、主務官庁の認可を得なければ変更することができ

ない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第36条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、主務官庁の認可を経て解散することができる。
- 2 この法人が解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、主務官庁の認可を得て、国、地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

- 第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に、事務職員を置く。
- 3 事務職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 雑 則

- 第38条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人設立当初の役員は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず平成22年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成21年3月31日までとする。